五、夜業手当ハ日給ノ三割支給スルコト
六、食費補助一人前五十銭ヲ増スコト
七、労働組合ヲ認メルコト
八、今回ノ同盟ニ付犠牲者ヲ出サザルコト
右要求
廿日福山市長、市会正副議長、商業会議所会頭等調停ノ結果十月十三日左記条件ニテ解決
一、解雇者ハ昭和三年十二月十三日限リ解雇スルコト
二、会社ハ解雇者三十二名ヲ解雇ス
三、会社ハ解雇者ニ対シ会社内規ノ外金一封補助金一人当百円ヲ給ス
四、解雇女工手ニシテ寄宿舎在室女工ノ内四名ハ解決ノ日ヨリ退社スル迄、但シ退室女工手ニ対シテハ社宅ヲ貸与スルコト

財團法人 協調會

五、争議費用トシテ金三千円ヲ会社ヨリ贈与スルコト
㈣、大日本製氷株式会社大阪出張所
所在地 大阪市西区堀江三番町六九
使用者 男 一一一名
参加者 六三名 総同盟大阪合同労働組合
原因経過
昭和三年八月新設立製氷株式会社ト合併ノ際職工ノ退職手当ノ生ジタルモ三ケ月間組合ノ運動ニ依リ市内九ケ所ノ営業所ヲ使用セル大阪出張所ノ割当ハ九名トナリ冬期ノ営業閑散期ト関シ当該退職者ヲ見ル一般職工ハ解雇ヲ予想シ且其ノ会社ノ方針ノ待遇ニ比シ劣悪ナリトシ、六ケ月ノ昭和三年ノ際ニハ労働組合ニ加入シ其ノ組合ノ協力ノ下ニ要求条件ヲ会社ニ提出十一月廿六日会社ニ要求書ヲ提出セシニ依リ

財團 協調會